

## 令和8年度奈良県産業廃棄物等実態調査業務仕様書

### 1. 案件名

令和8年度奈良県産業廃棄物等実態調査業務

### 2. 業務の目的

令和9年度に実施予定である廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定に基づく廃棄物処理計画策定に先立ち、奈良県内における廃棄物の発生、処理状況等を調査し、現状分析と将来予測を行うとともに、廃棄物に関する事業者の意識等に関する調査を実施し、次期計画策定に必要な基礎情報を収集・整理することを目的とする。

### 3. 業務の内容

#### 3. 1. アンケート調査

アンケート調査の実施に当たっては、「令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査報告書（令和2年度実績）（令和4年3月奈良県）」（以下「令和3年度報告書」という。）、「産業廃棄物排出・処理実態調査指針改訂版（平成22年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）」（以下「環境省指針」という。）及び「奈良県廃棄物処理計画（第5次計画）（令和5年3月）」に記載された内容を参照のうえ、次のとおり実施すること。その他調査内容の詳細等については奈良県と協議のうえ決定すること。

#### (1) 調査対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

#### (2) 調査対象廃棄物等

廃棄物処理法に定める産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、事業系一般廃棄物（事業場から発生する廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物）、有償物等（以下「産業廃棄物等」という。）を調査対象とする。

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物は、令和3年度報告書に記載の産業廃棄物20種類、特別管理産業廃棄物6種類を基本とする。ただし、畜産農業からの動物のふん尿、施設園芸農業からの使用済み農業用プラスチック類はアンケート調査対象外とし、3. 2. 資料調査を行うこととする。

事業系一般廃棄物は、令和3年度報告書の内容を参考に、紙類、布類、草木類、厨芥類、不燃物（缶、瓶、ペットボトル等）、その他の7種類を基本とする。

有償物は、事業活動に伴い発生した時点で不要物であって中間処理されることなく他社に有償で売却したものを基本とする。

#### (3) 調査対象地域

奈良県内全域

#### (4) 調査対象業種

日本標準産業分類（令和5年7月改訂）に基づく中分類99業種を基本とすること。

#### (5) 調査方法

##### ① 標本数（抽出数）の設定

標本の抽出に当たっては、以下に示す事業所数を基本とし、総務省による最新の「経済センサス - 基礎調査」に登録された奈良県内の事業所を対象として、業種別、従業者規模別等に事業所を層別区分し、これらの各層から発生する調査対象廃棄物の状況を的確に推計できるよう行うこと。なお、標本数（抽出数）については、下記を基本とする。

##### (ア) 全数調査（100事業所程度）

鉱業、採石業及び砂利採取業、電気、ガス、熱供給及び水道業並びに医療及び福祉は全数調査とする。

(イ) 標本調査 (3,000事業所程度)

調査対象業種のうち(ア)以外の業種については標本調査とする。

ただし、従業員数30人以上の事業所及び多量排出事業者(120事業所程度)については、必ず対象とすること。なお、多量排出事業者については奈良県から対象者リストを提供する。

② 調査項目

以下に示す項目を基本とし、「3. 3. 集計及び推計」に必要な調査項目を選定する。

(ア) 事業所(工事現場を含む。)の概要

(イ) 業種別の活動量指標(産業廃棄物等の発生量と密接な関係のある指標を用いること。)

(ウ) 不要物等発生量

(エ) 排出量

(オ) 自己中間処理状況(工事現場内における処理を含む。)

(カ) 自己中間処理以外の処理状況

(キ) その他

③ アンケート調査票の作成、送付、回収、問合せ対応等

以下に示す内容を基本とし、アンケート調査票の作成、送付、回収、問合せ対応等を行うこと。

(ア) アンケート調査票は、調査対象業種によって廃棄物の発生量、排出量、処理特性等が異なる場合があることを考慮し、業種別で複数種作成すること。併せて、記入要領及び記載例も作成すること。

(イ) 受託者は郵送、Eメール、アンケートフォーム等の手段によってアンケート調査票を送付及び回収するとともに、フリーダイヤルの設置等により調査対象事業者からの問合せに対応すること。

(ウ) 回答があった調査対象事業者に礼状を送付すること。

(エ) 不備、疑義等がある回答については、修正依頼や疑義照会を行うことで有効回答数を増やすこと。

(オ) 未回答の調査対象事業者に対して催促状を送付する等、調査票回収率70%以上を確保するよう努めること。

3. 2. 資料調査

資料調査に当たっては、次のとおり実施すること。その他調査内容の詳細等については奈良県と協議のうえ決定すること。

(1) 調査対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

(2) 調査対象廃棄物

畜産農業からの動物のふん尿及び施設園芸農業からの農業用廃プラスチック類

(3) 調査対象地域

奈良県内全域

(4) 調査方法

① 畜産農業からの動物のふん尿

既存資料(文献:「我が国における家畜排泄物発生の実態と今後の課題(環境保全と新しい畜産)」(農林水産技術情報協会)等)を用いて畜種別の飼育頭数、ふん尿原単位等から年間の動物のふん尿量を調査すること。

② 施設園芸農業からの農業用廃プラスチック類

既存資料(文献:「園芸用ガラス室・ハウス等の設置状況」(農林水産省生産局生産流通振興課)等)を用いて年間の農業用廃プラスチック類を調査すること。

### 3. 3. 集計及び推計

#### (1) 集計及び推計項目

アンケート調査及び資料調査の結果をもとに、以下の項目について、調査対象廃棄物の種別、調査対象業種別に集計又は推計を行うこと。その他必要な事項は奈良県と協議のうえ決定すること。

- ① 不要物等発生量、有償物量、排出量、自己中間処理量、自己中間処理後量、自己減量化量、自己未処理自己再生利用量、自己中間処理後再生利用量、自己中間処理後自己最終処分量、自己未処理自己最終処分量、委託処理量、委託中間処理量、委託直接最終処分量、委託減量化量、委託中間処理後再生利用量、委託中間処理後最終処分量、委託最終処分量、最終処分量、再生利用量及び減量化量
- ② 処理状況（流れ図※）
- ③ 推移（令和3年度報告書との比較、分析、将来予測等）
- ④ その他

※流れ図については、環境省指針を参考に、令和3年度報告書記載の発生・排出及び処理状況の流れ図と同様に取りまとめるものとする。

#### (2) 推計方法及び将来予測

拡大推計及び将来推計は、原単位法により行う。ただし、全数調査については、拡大推計は行わない。将来予測年度は令和9年度から令和18年度までとする。

##### 調査対象全体の発生量の推定方法

$$W' = W \times O' / O$$

W' : 令和7年度の推計産業廃棄物量

W : 標本に基づく集計産業廃棄物量

O' : 最新年度の母集団の活動量指標

O : 標本に基づく集計活動量指標

### 3. 4. 意識等調査

意識等調査に当たっては、「令和3年度報告書」及び「奈良県廃棄物処理計画（第5次計画）（令和5年3月）」に記載された内容を参照のうえ、次のとおり実施すること。その他必要な事項は奈良県と協議のうえ決定すること。

#### (1) 調査対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

#### (2) 調査対象地域

奈良県内全域

#### (3) 調査方法

「3. 1. アンケート調査」の実施に併せて意識等調査に用いる調査票を同封し、「3. 1. アンケート調査(5)調査方法③アンケート調査票の作成、送付、回収、問合せ対応等」と同様に送付、回収、問合せ対応等を行うこと。

#### (4) 調査項目

以下の項目を基本とした設問を15問程度とする。設問内容については、奈良県と協議のうえ決定すること。

- ① 廃棄物の排出抑制の促進に関すること
- ② 廃棄物の循環的利用の促進に関すること
- ③ 廃棄物の適正処理の推進に関すること

- ④ 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅に関すること
- ⑤ 災害廃棄物対策の推進に関すること
- ⑥ 県・市町村の連携・協同の推進に関すること
- ⑦ その他

(5) 集計

意識等調査の結果を集計し、グラフ等で分かりやすく示すこと。

4. 成果物

「3. 業務内容」で実施した内容を以下とおり調査報告書としてとりまとめ、成果物として奈良県に提出すること。

(1) 調査報告書

- ① 調査報告書（本編） 10部（A4版）
- ② 本編に掲載しない資料等について記載した調査報告書（資料編） 10部（A4版）
- ③ 上記調査報告書は冊子（両面印刷）とする。

(2) 調査報告書（電磁的記録媒体）

調査報告書の電子データ（WORD 又は EXCEL 及び PDF）を収納した CD-R 又は DVD-R 1式

5. 業務履行期限

令和9年3月31日まで

奈良県の完了検査の合格をもって業務履行完了とするため、上記期限までに余裕を持って成果物を提出し、完了検査を受けること。

6. その他

- (1) 受託者は、本業務に基づく調査で回収した調査票等の中間生成物を、本業務の終了後、焼却、溶解又は裁断し、その処理について奈良県に報告すること。
- (2) 本業務に必要とする人件費、通信費、フリーダイヤル等設置費、配布物印刷費、配布物送付回収費、成果物作成費その他本業務を行ううえで必要な一切の経費は、受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、委託業務の実施に関し、奈良県又は第三者に損害を与えた場合は、直ちにその損害を奈良県又は第三者に賠償しなければならない。
- (4) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき若しくは本仕様書により難しい事由が生じたとき又は本仕様書に記載のない細部については、奈良県と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (5) 受託者の要望があれば、必要に応じて「令和3年度奈良県産業廃棄物等実態調査業務」に係る資料を、所定の手続きを経て奈良県は受託者に貸与する。
- (6) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、奈良県が保有するものとする。
- (7) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、奈良県が指示する場合を除き、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- (8) 本業務の履行に当たり、受託者は別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。

## 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。  
最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - (1) 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - (2) 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - (3) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - (4) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。